

「キャッシュレス・消費者還元事業」にお早めにお申し込みください

「キャッシュレス・消費者還元事業」への登録は、加盟店様のご登録申し込みが必要となります

加盟店様の登録は、タイムズペイにて順次行なっております。2019年10月の事業開始直前は、申し込みが殺到することが予想され、お申し込みのタイミングによっては、補助開始の時期が後ろ倒しになる可能性がございます。お早めのお申し込みをお願いいたします。

お申し込みにあたっては、次ページからの
「[キャッシュレス・消費者還元事業のご案内](#)」を必ずお読みいただいた後、
別リンクにてダウンロードいただける、
「[キャッシュレス・消費者還元事業 お申込み書](#)」に必要事項をご記入・ご捺印の上、
下記までご送付ください。

「キャッシュレス・消費者還元事業」お申込書送付先

〒141-8790
東京都品川区西五反田2-20-4
パーク24株式会社 タイムズペイ事業部
キャッシュレス・消費者還元事業担当 行

■ 本事業に関するお問合せ先

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
(キャッシュレス・消費者還元事業)

0570-000655

042-303-4203 (IP電話等用)

受付時間：平日10:00~18:00(土・日・
祝日を除く)

■ お申込みに関するお問合せ先

Times Payコールセンター
0120-43-8924

受付時間：年中無休/09:00~23:00

重要

申請にあたり、必ず目を通していただきたい事項をまとめております。

全ページのご一読をお願いいたします。

加盟店の皆様へ

キャッシュレス・消費者還元事業のご案内

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

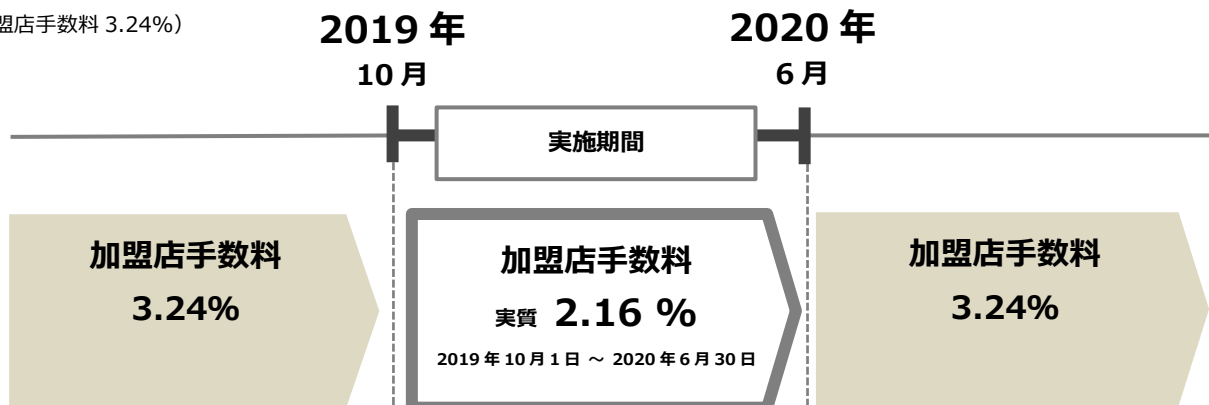
<キャッシュレス・消費者還元事業開始までの流れ>



<重要事項>

- ・実施期間は 2019年10月1日～2020年6月30日 となります。
- ・該当期間中は、別紙「Times Pay 加盟店（新規／追加）申込書・機器レンタル申込書 兼 株式会社ジェーシービー業務代行依頼書」に記載された加盟店手数料を基準に、その 1/3 に該当する金額を引いた額が、貴店の加盟店手数料となります。
- ・期間終了後の手数料は「Times Pay 加盟店（新規／追加）申込書・機器レンタル申込書 兼 株式会社ジェーシービー業務代行依頼書」に記載された加盟店手数料となります。

(例：加盟店手数料 3.24%)



※ご契約内容により、制度期間中の加盟店手数料が異なる場合があります。(詳細は、ご契約内容をご確認ください)

＜補助金を申請及び受給される皆様へ＞

一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「補助金事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

補助金事務局に対し、補助金の申請を行う者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」（以下「補助金適化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行うてはならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年 10.95%の利率)を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適化法の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

キャッシュレス・消費者還元事業に登録するためには、経済産業省 Web サイト [キャッシュレス・消費者還元事業の WEB サイト](#)にある、**加盟店登録要領**の要件を満たす必要があります。**加盟店登録要領**の内容は変更される可能性がありますので、最新の情報は経済産業省 Web サイト [キャッシュレス・消費者還元事業の WEB サイト](#)をご確認ください。

【経済産業省 Web サイト キャッシュレス・消費者還元事業】

<https://cashless.go.jp/>

同店舗内で注意が必要な取引について

取引内容によっては、同店舗内での取引の中で、還元対象となる取引と、還元対象外となる取引が混在する場合がございます。上記取引を混在させた状態で、まとめて決済を行い、補助金の申請を行いますと**不正行為となり処罰の規定がございます**。

還元対象外取引がある場合、還元対象となるキャッシュレス決済と**分けて決済いただきますようご注意ください**。

<還元対象外となる代表的な事業者 及び 取引例>

1. 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療など、社会保険医療の給付などを行う 保険医療機関および保険薬局
※保険薬局について、OTC 医薬品や日用品などの消費税課税取引は補助対象。
2. 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供するサービス事業者
3. 全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売

<罰則内容抜粋>

不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年 10.95%の利率)を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。

補助金を申請及び受給される皆様へより抜粋

最新の情報は経済産業省 Web サイト [キャッシュレス・消費者還元事業の WEB サイト](#)をご確認ください。

1. 登録の対象外となる中小・小規模事業者

下記の中小・小規模事業者は登録対象外となります。

- ・ 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・ 金融商品取引法に規定する金融商品取引業者
- ・ 資金決済に関する法律第 2 条第 17 項に規定する銀行等（同項第 8 号から第 14 号までに掲げる者を除く）、同条第 8 項に規定する仮想通貨交換業者、信用保証協会法に規定する信用保証協会、農業信用保証保険法に規定する農業信用基金協会、中小漁業融資保証法に規定する漁業信用基金協会、信託業法に規定する信託会社、保険業法に規定する保険会社
- ・ 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療など、社会保険医療の給付などをおこなう保険医療機関および保険薬局
 - ※保険適用外のいわゆる自由診療（保険医療機関以外の医療機関でおこなうものを含む）についても補助対象外。保険薬局について、OTC 医薬品や日用品などの消費税課税取引は補助対象。
- ・ 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供する介護サービス事業者
 - ※介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業所が行う特定福祉用具販売、工務店やリフォーム業者がおこなう居宅介護住宅改修は補助対象。
- ・ 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び更生保護事業法に規定する更生保護事業をおこなう事業者
 - ※社会福祉事業のうち、生産活動としておこなうもの（レストラン営業や小売など）は補助対象。
- ・ 学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が 1 年以上等の下記要件を満たす各種学校
 - ① 修業年限が 1 年以上
 - ② 1 年間の授業時間数が 680 時間以上
 - ③ 教員数を含む施設などが同時に授業を受ける生徒数からみて十分である
 - ④ 年 2 回を超えない一定の時期に授業が開始され、その終期が明確に決められていること
 - ⑤ 学年または学期ごとにその成績の評価がおこなわれ、成績考査に関する表簿などに登載されていること
 - ⑥ 成績の評価に基づいて卒業証書または修了証書が授与されていること
 - ※一般的に上記①～⑥の要件にあてはまらない学習塾、自動車学校、カルチャースクールなどは消費税課税であるため、補助対象。
- ・ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」、「接客業務受託営業」などを営んでいる事業者
 - ※下記は補助対象
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号の営業許可、および旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号の営業許可、および食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付等会計処理を的確におこなうことについて組合による指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者
 - ・ 宗教法人
 - ・ 関税法第 42 条に規定する保税蔵置場の許可を受けた保税売店
 - ・ 法人格のない任意団体
 - ・ その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および補助金事務局が判断するもの

詳細は【加盟店登録要領 4.3 登録の対象外となる中小・小規模事業者等】を確認ください。

2. 対象となる中小・小規模事業者

キャッシュレス・消費者還元事業の登録対象となる中小・小規模事業者は、下記となります。

業種分類	定義	
	資本金 以下の基準を満たす会社	従業員数 以下の基準を満たす 会社 又は 個人事業主
製造業 その他	3 億円以下	300 人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

上記に該当する中小・小規模事業者であっても、下記に該当する場合は登録対象外となります。

- ・ 資本金または出資金が **5 億円以上の法人に直接または間接に 100%の株式を保有される事業者**
- ・ 事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、**専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合などを変更していると認められた場合**

詳細は【加盟店登録要領 4.1 公募の対象となる中小・小規模事業者等について】を確認ください。

3. フランチャイズチェーン、ガソリンスタンドについて

フランチャイズチェーン、ガソリンスタンドなどに属する中小・小規模事業者は、消費者への還元率・加盟店手数料補助が異なる場合があります。

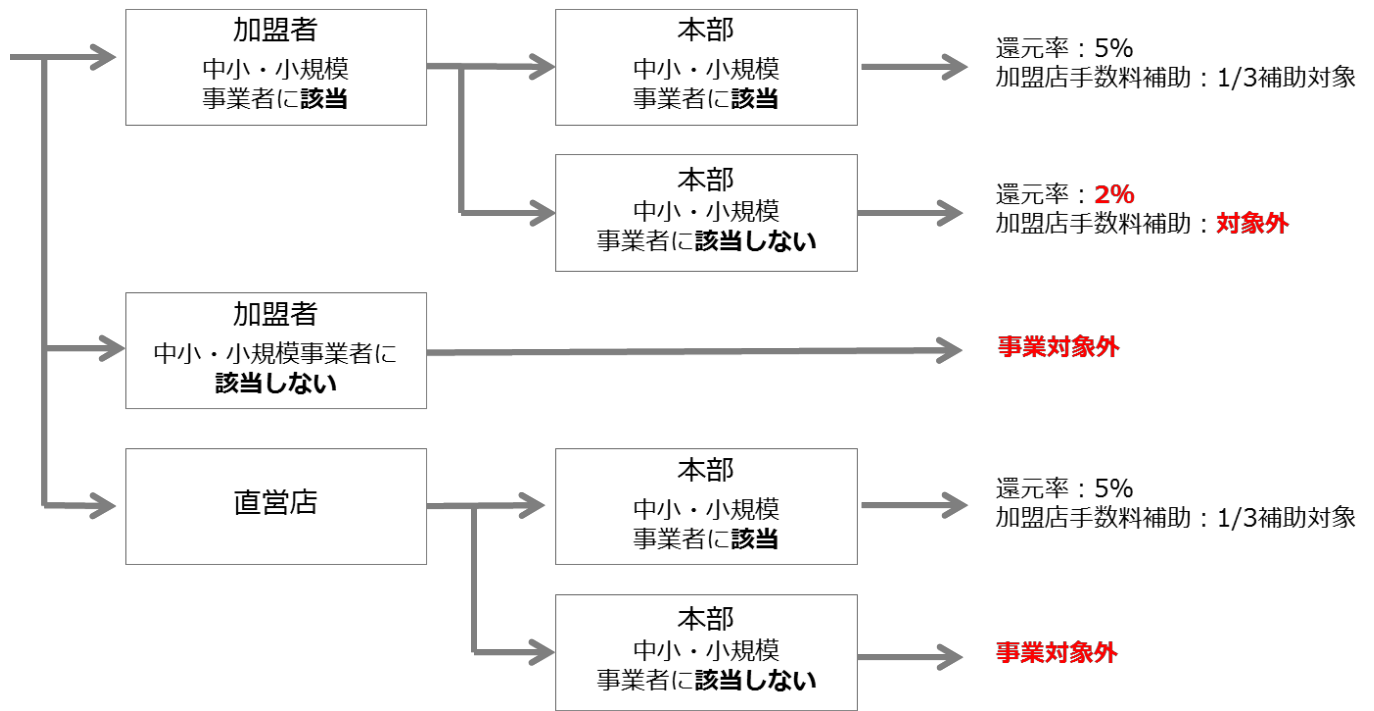
フランチャイズチェーンの定義

- ・ フランチャイズ本部に該当する事業者と、おおむね次のような事項を含む契約を結ぶ者
- ・ 加盟者が本部の商標、商号などを使用し営業することの許諾に関するもの
- ・ 営業に対する第三者の統一的形象を確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導などに関するもの
- ・ 上記に関連した対価の支払いに関するもの
- ・ フランチャイズ契約の終了に関するもの

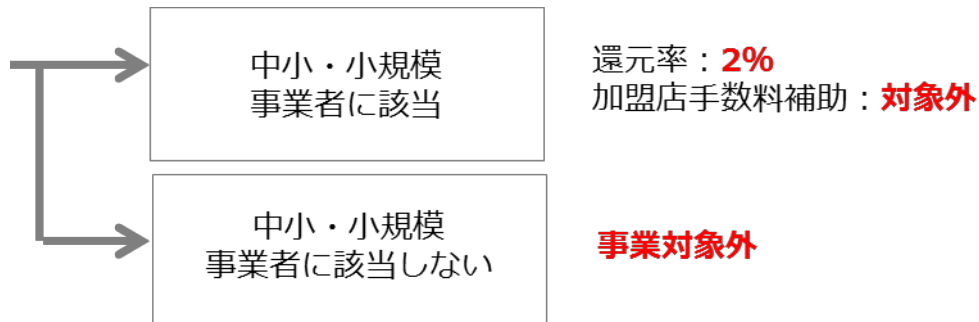
ガソリンスタンドの定義

- ・ 「揮発油などの品質の確保などに関する法律(昭和 51 年法律第 88 号)」に基づき、経済産業大臣の登録を受け、揮発油販売業をおこなう者

フランチャイズチェーンなどにおける消費者への還元率



揮発油販売業の登録を受けるものにおける消費者への還元率



詳細は【加盟店登録要領 4.5 還元率が2%となるフランチャイズチェーン等の定義】を確認ください。

4. 従業員の定義

「従業員」とは労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」です。アルバイト・パートであっても下記①～④に当てはまらなければ従業員としてカウントします。

- ・ 日々雇い入れられる者（1 か月を超えて継続雇用された場合を除く）
- ・ 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者（所定期間を超えて継続雇用された者を除く）
- ・ 季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者（所定期間を超えて継続雇用された者を除く）
- ・ 試用期間中の者（14 日を超えて継続雇用された者を除く）

5. 消費者還元の対象外となる取引

下記の取引については本事業の補助の対象外となります。これらの取引に消費者還元が行われたことが発覚した場合は、補助金の返還が求められます。

- ・ 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等の販売
- ・ 全ての四輪自動車(新車・中古車)の販売
- ・ 新築住宅の販売
- ・ 当せん金付証票(宝くじ)、スポーツ振興投票券(スポーツ振興くじ)、勝馬投票券(競馬)、勝者投票券(競輪)、舟券(競艇)及び勝車投票券(オートレース)の販売
- ・ 収納代行サービスや代金引換サービスに対する支払い
- ・ 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- ・ キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
- ・ その他本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するものに対する支払い

※下記は消費者還元対象

- ・ 二輪自動車(新車・中古車)の販売
- ・ 酒類の販売
- ・ 著作物(書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用 CD)の販売
- ・ たばこの販売

※たばこの販売については、下記の事項について遵守できる場合のみに限る

- ・ 本事業のポイント付与などに加えて、小売販売業者の負担でポイント付与などを行うことは認められない。
- ・ 本事業に参加するフランチャイズチェーンなどにおいて、補助の対象外となるチェーン本部の直営店などで当該事業と同様のポイント付与などを実施する場合、当該直営店などにおいて、たばこをポイント付与などの対象とすることは、たばこ事業法の趣旨に反するものではないが、この場合においても、当該事業のポイント付与などと異なるポイント付与などを小売販売業者の負担で行うことは認められない。

【参考】財務省 HP：「キャッシュレス・消費者還元事業におけるたばこの取扱いについて」

https://www.mof.go.jp/tab_salt/tobacco/cashless.html

詳細は【加盟店登録要領 4.4 消費者還元の対象外となる取引】を確認ください。

6. 中小・小規模事業者等の業務

本事業において登録される中小・小規模事業者などは、以下の業務を行わなければならない。

- ・ キャンセルの場合など、補助金の交付に係る原因取引が消滅した場合に、ポイントなどによる消費者還元がなされないよう B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者を通じて事務局に当該事実を報告すること。
- ・ 不当な取引の防止を適切に行うこと。
- ・ 中小・小規模事業者などに帰責する不当な取引によって、B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者に損失が生じた際に、その帰責の程度に応じて、B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者の損失額に相当する金額を B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者を支払うこと。
- ・ 本事業に参加をしている加盟店であることが消費者にわかるポスターなどの掲示を行うこと。
※補助金事務局制作のポスターなどを B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者を通じて、又は事務局から提供する予定。
- ・ 店頭での購買時に、即時利用可能なポイント・クーポンなどを発行し、購買金額に当該ポイントなど相当額を充当する場合には、その旨を消費者に分かりやすく表示すること。
※B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者において表示する場合は、加盟店である中小・小規模事業者など自身が表示しなくても差し支えない。
- ・ 補助金事務局が行う需要平準化効果やキャッシュレス化推進の状況などの調査などに協力すること。
- ・ **加盟店登録要領 4.1** 及び**加盟店登録要領 4.2** に規定する中小・小規模事業者などの要件に該当しなくなった場合、速やかに本事業に登録をしている B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者を通じて補助金事務局に連絡を行うこと。なお、中小・小規模事業者等の要件に該当しなくなったことが明らかになった時点より、本事業の対象から除外される。

詳細は【**加盟店登録要領 4.6 中小・小規模事業者等の業務**】を確認ください。

■ 本事業に関するお問合せ先

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
(キャッシュレス・消費者還元事業)

0570-000655 / (IP 電話専用) 042-303-4203

受付時間：平日 10:00~18:00 (土・日・祝日を除く)

■ お申込みに関するお問合せ先

Times Pay サポートセンター

0120-43-8924

受付時間：年中無休 / 09:00~23:00

※お問い合わせの内容によっては、営業担当から折り返しのご連絡となる場合がございます。

※すでにお申込み済みの場合は、入れ違いでのご連絡ご容赦ください。